

久留米市地域公共交通計画作成業務 仕様書

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 本仕様書は久留米市（以下「発注者」という。）が実施する「久留米市地域公共交通計画作成業務」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の目的)

第 2 条 久留米市では、平成 25 年 2 月に持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた基本方針を示した「久留米市都市交通マスタープラン」（以下、交通マスタープランという）を策定した。また、令和 2 年 8 月にまちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成・将来にわたって市民の生活を支える持続可能な地域公共交通体系の構築を目的とした「第 2 期久留米市地域公共交通網形成計画」（以下、網形成計画という）を策定した。

本業務は、現行の交通マスタープランと網形成計画が令和 7 年度に目標年度を迎えること及び地域公共交通活性化再生法が改正されることに伴い、国が示す計画の実質化に向けたアップデートガイダンスに即しながら、久留米市の地域公共交通の課題や実情に即した公共交通体系のあり方等を検討し、「久留米市地域公共交通計画（案）」の作成を行うことを目的とする。

(関係法規等)

第 3 条 本業務は、本仕様書による各種関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号、令和 5 年法律第 18 号）
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- (3) 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号）
- (4) 交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号、令和 2 年 12 月改正）
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(準拠図書)

第 4 条 本業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」（ " ）
- (3) 独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引きに（ " ）

(業務の実施)

第 5 条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者の意図及び調査の目的を十分理解したうえで本業務に精通した管理技術者の選任かつ適切な人員を配置し、最高技術を発揮するよう努めるとともに、正確にこれを行わなければならない。なお管理技術者は以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（建設部門 都市計画及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

(業務の指示及び監督)

第 6 条 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が別に定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(作業計画)

第 7 条 受注者は、本業務着手前に、作業計画書、管理技術者届及び作業工程表を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。承認を受けた提出書類の内容を変更する場合も同様とする。

(打合せ議事録の作成)

第8条 受注者は、発注者との本業務における打合せ事項について、その都度打合せ記録簿を2部作成し、発注者及び受注者で確認のうえ各1部を保管するものとする。

(調査の確認)

第9条 受注者は、主要な調査工程の区切り目等又は監督員の指示した箇所について、その承認を得なければならない。

(貸与する物品及び資料等)

第10条 本業務に必要な資料等は、受注者がリストを作成のうえ発注者に提出し、発注者が貸与するものとするが、貸与を受けた資料等は作業完了とともに返納するものとする。なお、貸与できない資料等については関係機関において閲覧するものとする。

(調査管理)

第11条 受注者は、本業務の実施にあたっては関係法規を遵守し、常に最善の管理を行うとともに安全に留意しなければならない。事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た事項を業務完了前後にかかわらず、発注者の許可無しに第三者に漏洩してはならない。

(疑義)

第13条 受注者は、設計図書及び本仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、その指示にしたがわなければならない。

(検査)

第14条 受注者は、各年度の業務完了後、成果品を発注者に提出し所定の手続きを経て、発注者の検査を受けなければならない。本業務は、検査の合格をもって完了とする。発注者から修正の指示があった場合には、速やかに措置を講じるものとする。

(支払)

第15条 受注者は、令和7年度末に検査を受け、同年度内に部分払いの請求を行うこと。

(成果品に対する責任の範囲)

第16条 受注者は、本業務完了後であっても、成果に受注者の過失等による不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する経費は、受注者の負担とする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務における成果品等は、全て発注者に帰属するものとして、受注者はその許可を得ずに公表、貸与若しくは使用してはならない。

(成果品の納入)

第18条 本業務における成果品の納入場所は、久留米市都市建設部交通政策課とする。

(履行期限)

第19条 本業務の履行期限は、令和9年3月25日(木)までとする。なお、履行期限内であっても業務の完了した成果品については、提出を求めることがある。

(秘密の保持及び目的外利用の禁止)

第20条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は事務の目的以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 次条ただし書により、発注者が承認した再委託先に対しては、受注者は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(再委託の禁止)

第21条 受注者は、この契約による事務の全部又は一部を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(安全管理措置の遵守)

第22条 受注者は、発注者が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。

2 受注者は、安全管理措置の内容を、発注者に書面で報告するものとする。

3 発注者は、受注者が講ずる安全管理措置が発注者の当該措置と同等でないと思慮するときは、受注者に発注者が求める措置を講ずるよう命じることができる。

(複写及び複製の禁止)

第23条 受注者は、発注者が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(漏えい等の防止)

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受、保管又は搬送を行う場合には、個人情報の漏えい、紛失、破損等（以下「漏えい等」という。）の事故が発生しないように管理しなければならない。

(個人情報の返還)

第25条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了又は解除後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項ただし書により発注者が指示した方法により個人情報を処理した場合は、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の廃棄)

第26条 受注者は、発注者が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、発注者に報告しなければならない。

(報告)

第27条 受注者は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、漏えい等の事故が生じたときは、その内容について発注者に直ちに報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第28条 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行にあたり、取り扱う個人情報の管理状況その他必要な事項について受注者に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第29条 受注者は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

2 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(契約の解除)

第30条 発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により受注者に損害が生じても、発注者は

賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、法令又はこの契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

(損害賠償)

- 第31条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため、又は受注者の責めに帰する理由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第2章 業務内容

【令和7年度】

(計画準備)

- 第32条 本業務の仕様に従い、必要な作業、人員配置、工程等について適正な業務計画書を作成し、発注者と協議を行った上で承認を得るものとする。

(地域内の公共交通に関する現状分析)

- 第33条 網形成計画を策定した時点から、上位関連計画の改訂、各種事業が進捗したことに伴い、本市の公共交通を取り巻く環境が変化していることが想定される。そのため、上位関連計画、過年度整理データの時点修正・更新、人口・施設分布等の基礎データ、人流・交通サービス利用情報等のモビリティデータ（人流データについては発注者が契約する KDDI Location Analyzer を9月中旬に2週間程度利用することも可、路線バスの利用実績データ（OD データ）の一部を発注者が交通事業者より取得予定）等を用いた現状分析を行い、本市の地域概況の整理を行う。

(網形成計画の評価と地域住民ニーズの把握)

- 第34条 市民アンケート（3,000部程度を予定）や交通事業者ヒアリング（6事業者程度を予定）等により、網形成計画で位置付けた、各種施策事業の実施可否、目標とする指標に対する達成状況、事業効果の検証等、総括を行い、久留米市地域公共交通計画（案）への反映を検討する。

(公共交通の問題点・課題の整理)

- 第35条 第31条、第32条の結果を踏まえ、公共交通の問題点・課題を整理する。

(計画の基本方針検討)

- 第36条 地域公共交通の将来像と基本方針の検討を行う。
- 交通マスタープラン及び網形成計画で定めている地域公共交通の将来像や基本方針について、現在の社会情勢や課題等を踏まえて検討する。
- また、市の課題に対応していくために本計画で目指す目標を検討する。将来ネットワークを描き、各交通機関・路線の役割や位置づけ等を整理する。

(協議会運営支援)

- 第37条 久留米市地域公共交通計画（案）作成の作業過程において、情報提供及び合意形成に向け関係機関の意見調整・意思決定を目的とした、久留米市地域公共交通会議を開催する。なお回数は1回程度実施するものとする。
- (1) 会議資料の作成
 - (2) 会議出席・助言
 - (3) 議事要旨・結果とりまとめ

(打合せ協議)

第38条 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と打ち合わせを行い、業務
進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行うこと。

- ・初回打合せ（初回時）
- ・中間打合せ（適時1回程度を予定）

(成果品)

第39条 成果品は、次のとおりとし、提出先は、久留米市都市建設部交通政策課とする。

- (1) 中間報告書：A4版パイプ式ファイル 2部
- (2) 電子データ：一式（CD-ROM等格納）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で発注者が必要と認めるもの

【令和8年度】

(計画の目標の検討)

第40条 目標達成に向けた施策・事業の検討を行う。

計画の目標を達成するために実施すべき施策および事業、その実施主体・実施
スケジュールなどについて検討する。

(計画案の作成)

第41条 法に定められた必要な事項を踏まえ、地域公共交通計画（案）を作成する。パブ
リックコメントや協議会等での意見を踏まえた修正等を行う。

(協議会運営支援)

第42条 久留米市地域公共交通計画（案）策定の作業過程において、情報提供及び合
意形成に向け関係機関の意見調整・意思決定を目的とした、久留米市地域公共
交通会議を開催する。なお回数は2回程度実施するものとする。

- (1) 会議資料の作成
- (2) 会議出席・助言
- (3) 議事要旨・結果とりまとめ

(報告書作成)

第43条 上記の調査・検討の結果等をもとに、報告書として取り纏める。

(打合せ協議)

第44条 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と打ち合わせを行い、業務
進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行うこと。

- ・中間打合せ（適時1回程度を予定）
- ・納品時打合せ（納品時）

(成果品)

第45条 成果品は、次のとおりとし、提出先は、久留米市都市建設部交通政策課とする。

- (1) 業務報告書：A4版パイプ式ファイル 2部
- (2) 電子データ：一式（CD-ROM等格納）
- (3) 計画冊子：A4版 製本50部
- (4) 計画（概要版）冊子：A4版 製本50部
- (5) その他、調査・検討過程の資料で発注者が必要と認めるもの